

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 7 番 大城 勝議員、8 番 照屋仁士議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第 2．議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として 1 件、議案第 32 号 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約についてが提出されておりますので、別紙議事日程のとおり後刻議題といたします。議員からは、議員提出案件として、意見書第 1 号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書、意見書第 2 号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書、2 件の意見書が提出されており、お手元に配付してございます。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、請願・陳情審査報告書及び閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

次に、決議第 2 号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり、それぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第 3．議案第 3 号 南風原町景観条例

○議長 知念富信君 日程第 3．議案第 3 号 南風原町景観条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは読み上げて報告させていただきます。議案第 3 号 南風原町景観条例について 審査の経過 本案は、3 月

4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されました。3月11日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め質疑応答を行い、審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。この条例は、南風原町の魅力ある良好な景観の形成のため、建築等を行う場合は届けてもらい、町で適合か不適合か審査するものです。委員からは、こども課が行う宮平保育所のフクギ並木の擁壁工事において、景観条例を策定した課としてフクギを守るだけでなく、景観に配慮するよう助言、調整すべきであるとの意見が出ました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして3月17日にまとめと採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第3号南風原町景観条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第4号 南風原町景観審議会設置条例

○議長 知念富信君 日程第4．議案第4号 南風原町景観審議会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育

常任委員長。

○**経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん** それでは議案第4号 南風原町景観審議会設置条例について、審査の経過を報告いたします。本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されました。3月11日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行い、3月17日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○**議長 知念富信君** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○**議長 知念富信君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長 知念富信君** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号 南風原町景観審議会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○**議長 知念富信君** 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5．議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○**議長 知念富信君** 日程第5．議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○**経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん** それでは議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されました。3月11日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行い、3月17日にまとめと採決を行いました。この条例は、南風原町景観審議会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定めるためのものと説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○**議長 知念富信君** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○**議長 知念富信君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長 知念富信君** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○**議長 知念富信君** 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**議長 知念富信君** 日程第6．議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過
本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査において、今回の一部改正による住居手当の予算増減の確認があり、約20万円増になると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第7. 議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査において、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合の確認があり、代替で非常勤を配置すること、育児休業中は無給であるが雇用保険等から育児休業給付金が支給されると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8．議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第8．議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査において、第3条第2項中、必要経費について確認があり、返礼品の代金及び送料、ふるさと納税委託料、ポータルサイト使用料、クレジットカード決済手数料が主なものであると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第9．議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査の中で委員より、使用料を徴収する機器と徴収しない機器の位置づけについて確認があり、使用料を徴収するマッサージ機、電位治療器は利用頻度が高く、修繕等経費がかかることから、受益者負担の考え方で徴収すること、また、その徴収方法は15分経過すると自動的に電源が切れるコインタイマーを設置するとの説明がありました。討論に入り、健康増進室の設置目的に沿って機器の整備等を充実させることがあるべき姿であること、また、利用者をふやす考え方が足りない等の理由による反対討論がありました。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3番、岡崎 晋です。議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論をいたします。本条例には2つの要素がございます。1つは、ちむぐくる館の健康増進室を含む総合福祉防災センターの所管を、保健福祉課から国保年金課に移すこと。もう一つは、現在、健康増進室に設置しているマッサージ機と電位治療器を、4月からリースで新たにマッサージ機2台と電位治療器4台、計6台を入れかえて、これまで無料だったものをそれぞれ15分間で200円を徴収するとなっています。本会議と委員会で提案説明を受け、1つ目の所管の移動について異論はございませんが、2つ目の新たに料金を徴収することを抱き合わせた提案には、以下に述べる4つの理由で同意できません。1つ目、まず所管の課を移すということと料金を徴収するということを抱き合わせて提案するべきではありません。2つ目、これまでの説明では何人かわかりませんが、特定の人ばかりが長い間時間を占有して、ほかの利用者から苦情があり、また故障も多いということでした。しかし、これまで使用時間の制限を設けていないし、注意を促すということもやってきていない等、その運用管理は決して十分ではありませんでした。また、無料にしていることについて、民間の事業者から苦情が申し入れかわかりませんが、その声があるという説明もありました。しかし、扶助費が急増して町の財政を圧迫している中、医療費、介護費の削減を大きな目的として、町民の

健康増進を図るために設けている健康増進室なのです。それを事業者の皆さんに丁寧に説明すれば、理解を得られるのではないかと考えます。3つ目、15分間で200円を徴収することについては、私は高過ぎるとして期中、年度の途中にどんな状況か、どんな声があるか、検証してみてもどうかと提案しました。200円ではなく150円、100円でもいいのではないか。4月から所管する国保年金課の試算では、200円徴収で修理などメンテナンスを含むリース代を賄って余りあります。財政が厳しいからと言って、この健康増進室から財源を得ようという考え方をしてはいけません。4つ目、健康増進のため町民の皆さんには一人でも多く健康増進室を利用していただきたい。家にこもりがちな人にも来てもらって、交流を勧めていただきたい。体だけではなく心の健康増進の場として、サロンのような場にもなってもらいたい。社協の皆さんには頑張ってもらって、もっと多くの町民の方々に利用される、そういう健康増進室であってもらいたい。以上の4つの理由で、本条例案には賛成できません。

○議長 知念富信君 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 おはようございます。ただいまの議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。内容につきましては、南風原町総合保健福祉防災センターにマッサージ機及び電位治療器を設置することによって、使用料を徴収するというのが主でございます。それに対し、使用料の徴収が納得いかないという旨があったということでございますけれども、これまで同センターにはただいまのマッサージ機が設置されておりました。私も利用したことがございます。大変多くの町民が利用しているわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、このマッサージ機の利用頻度が高いものですから、待っている町民が非常に多い。一人で何十分もできるわけです。そういうことで、やはり時間を定める必要がございます。また、電位治療器についても同様でございます。数名しか座れませんので、それも制限する必要があります。なお、両機器については高額な製品でございますので、時間がたつとともに修理が発生してくるわけでありまして。ですから、それを考えましても、利用する皆さんから使用料を徴収するというのが通常の設置のやり方だと思います。これは那覇空港も含め、あるいは各商業施設、民間施設にも設置されておりますけれども、有料で使用されております。料金についても、本町が提案している15分200円が一番ベターな金額だと思います。それと、現在においても、同センターにおいては多くの健康器具が設置されております。多くの町民が利用されております。これについては無料でございます。ですから、センターに設置されている器具は、町民どなたでも利用できるようになっております。これは、私は大いに称賛に値するものだと思います。本当に、センター及び本町が町民の健康増進のために取り組んでいるあかしだと思っております。それと、現在でも多くの町民が同センターに集い、憩いの場として情報交換、あるいは交流の

場として利用されております。これからもますます同センターを活用した町民の交流が続いていくものと思います。そこで、多くの町民が利用したい器具を、やはり時間を制限して使用してもらう。なお、有料にするということは1回、あるいは2回でかわっていただく、そういうメリットもあると思います。これからの行政のあり方として、私はその方式を採用することによって、さらに、これまで何名かしか使えなかったマッサージ機、電位治療器が、これからは多くの町民が利用できるようになっていくものと思っております。これからまた多くの町民がこのセンターを利用し、あるいはマッサージ機、電位治療器を利用して、ますます健康に気を付けるように、あるいはみずからの体の健康を維持するために、多くの町民が利用できるようになると思います。これまで数名だった機器が、多くの町民が利用できる、そのような制度になっていると思いますので、これにつきましては、議会としても町民に利用してもらう意味で15分200円とか、あるいは制限をかけるというのは、私は協力すべきだと思っております。以上でございます。

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私は、今議題となっている改正案には、反対の立場から討論いたします。内容等については、繰り返し述べられましたので、繰り返しは申し上げますが、2つの柱のうちの一つの所管の変更については、全く依存はありません。一方で、今の機器の有料化について、私はその正当性、効果について十分な説明がなされていないと判断をしております。賛成できないために反対するということでございます。4点ございます。まず、一部の利用者が長時間占有する実態があるという説明がありましたけれども、その実際の数値などを聞くと、把握していないという答弁でございました。具体的な説明ができておりません。2つ目、故障が多く買いかえに多額の経費がかかるということですけれども、同様に、故障もする他の有料化しない機器と同様に、リースにしない理由も説明されております。むしろ備品の整備をするのは当然の仕事だと私は考えております。3つ目に、他の有料化しない機器は、健康づくり事業で使用するが、有料化する機器はその対象ではないと言いました。事業に活用する機器とそうでない機器の区別がそれだけだというのは、説明が十分だとは言えないと思います。自分の筋力で利用するのではなく、自動的に座っているだけだからとか、説明になっているとは思えません。4つ目に、利用者の拡大すべきところ、それがむしろその反対になるという懸念がございます。以上、岡崎議員の反対討論と一部重なりますけれども、これらのことから、多くの町民が利用し人気がありながら、ほとんどの期間が故障で苦情が絶えない。こういう町民の声を逆手にとって有料化するとは言いようのない提案であり、賛成できるものではないと思います。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第10号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第10. 議案第10号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第10号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査の中で、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める理由について確認があり、成年被後見人というだけで欠格事項に規定されていたが、その方の権利を損なわない考え方による法改正があったことに伴う改正であるとの説明がありました。討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第10

号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 10 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 11. 議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3 月 16 日にまとめと採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 24

号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 12. 議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 12. 議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3 月 16 日にまとめと採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 25

号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 13. 議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算

○議長 知念富信君 日程第 13. 議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3 月 5 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、各担当部長、課長、職員の出席を求め、審査を行いました。3 月 10 日に総務部総務課・企画財政課・住民環境課・税務課、3 月 11 日に民生部保健福祉課・こども課・国保年金課の審査を行いました。3 月 13 日に連合審査会を開き、経済教育常任委員会からは留意事項 2 点の報告があり、当委員会からは留意事項はなく、終了後まとめを行いました。経済教育委員会から報告された留意事項について、当委員会からも異論はなく、留意事項として付すことに決定し、3 月 16 日に採決を行いました。討論に入り、町民の皆様に負担を強いる予算となっているなどの理由による反対討論がありました。採決に入り、留意事項 2 点を付し、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

留意事項を読み上げます。1 点目、教育部学校教育課。予算書 142 ページ、歳出 10 款. 教育費、4 項. 幼稚園費、1 目. 幼稚園費、1 節. 報酬、会計年度任用職員報酬（保育士）5,652 万 6,000 円。会計年度任用職員報酬（幼稚園教諭）1,505 万 4,000 円。幼稚園土曜日預かり保育について。当初の計画どおり各幼稚園で土曜日預かり保育を行うことが望まし

い。2点目、教育部生涯学習文化課。予算書 149 ページ、歳出 10 款。教育費、5 項。社会教育費、3 目。文化財保護費、12 節。委託料、フクギ並木擁壁工事監督支援業務委託料 1,129 万 7,000 円。フクギ並木擁壁工事監督支援業務委託料について。フクギ並木を保全するだけでなく、関係部署と連携し擁壁を工夫し、景観に配慮すること。

次に報告事項を申し上げます。1点目、教育部教育総務課。予算書 30 ページ、歳入 13 款。使用料及び手数料、1 項。使用料、3 目。土木使用料、2 節。公園使用料、陸上競技場使用料（トレーニングルーム）365 万 3,000 円。トレーニングルームの管理について。黄金森公園陸上競技場トレーニングルームのトレーナー配置がなくなったことで、トレーニング機器管理の課題が出ていることを確認しました。2点目、民生部健康福祉課。予算書 41 ページ、歳入 15 款。県支出金、3 項。県委託金、2 目。民生費県委託金、2 節。老人福祉費県委託金、高齢期総合保健モデル事業県委託金 481 万 4,000 円。南風原町高齢期総合保健モデル事業について。住民が後期高齢者となる以前に、保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、生活習慣病の重症化予防・介護予防を図り、今後の介護給付費、医療費の適正化を図ることを目的としている 10 割補助の新規事業であると説明がありました。委員からは、事業内容の確認があり、事業所に委託し個人に合わせた運動指導と、町の保健師、管理栄養士による保健指導を実施することや、ちむぐくる館健康増進室にエルゴメーター、レッグプレスを購入すると説明がありました。3点目、経済建設部産業振興課。予算書 66 ページ、歳出 2 款。総務費、1 項。総務管理費、12 目。地域づくり推進事業費、18 節。負担金、補助金及び交付金、ふるさと博覧会実行委員会補助金 50 万円。例年に比べると 750 万円の大幅な減である。今後、内容について実行委員会を開いて検討していくとの説明がありました。4点目、民生部国保年金課。予算書 83 ページ、歳出 3 款。民生費、1 項。社会福祉費、2 目。老人福祉費、18 節。負担金、補助金及び交付金、はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金 21 万 4,000 円。はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金 16 万 2,000 円の減について。後期高齢者医療保険被保険者の希望に対して交付する 1 枚 800 円の助成金を、年間 12 枚から 6 枚に変更することによるものと説明がありました。委員から、近隣の状況と利用実績の質問に対し、那覇市、豊見城市、糸満市、八重瀬町は助成しておらず、与那原町と西原町は年間 6 枚の交付であること、また、希望者の利用実績については、平成 28 年度が 60.9%、平成 29 年度 53.5%、平成 30 年度が 46.3%と説明がありました。5点目、民生部国保年金課。予算書 104 ページ、歳出 4 款。衛生費、1 項。保健衛生費、5 目。成人保健対策費、12 節。委託料、婦人がん検診委託料 1,179 万 8,000 円。婦人がん検診委託料について。子宮頸がん検診の無料クーポン券を、これまで 20 歳から 40 歳までの 5 歳ごとの対象を、国庫補助金対象の 20 歳だけに、乳がん検診も 40 歳から 60 歳までの 5 歳ごとの対象を、国庫補助金対象の 40 歳だけに見直し、296 万 5,000 円の減になっていると説明がありました。無料クーポン券対象外の平成 30 年度の受診率については、子宮頸がんの検診が 14.7%、乳がん検診が 10%と確認をし、また、対象外の方たちの子宮頸がん検診 2,500 円、乳がん検診 3,000 円の補助があると確認をいたしました。委員からは、婦人がん検診の大切

さに関する周知を徹底し、受診率の向上に努めてほしいと要望がありました。6 点目、教育部学校教育課。予算書 137 ページ、141 ページ、歳出 10 款. 教育費、2 項. 小学校費、2 目. 教育振興費、19 節. 扶助費、要保護準要保護児童生徒援助費 5,761 万 7,000 円。10 款. 教育費、3 項. 中学校費、2 目. 教育振興費、19 節. 扶助費、要保護準要保護児童生徒援助費 4,348 万 1,000 円。就学援助について。就学援助の対象者はふえ続けている状況の中で、サービスを今後も継続させるため、別紙資料のとおり近隣市町村の金額も参考にしつつ、見直しを行ったと説明がありました。以上で報告を終わります。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 19 号について討論を行います。討論はありませんか。13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 それではただいま議題となっております議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算に、反対する討論を行います。まず、施政方針によれば、本予算は第 3 次財政健全化計画をもとに編成されたとあります。そこで、その基本となっている第 3 次財政健全化計画では、財政健全化のため当然進めるべき点は多いものの、問題点も幾つか見られます。まず歳入では、手数料、使用料、国民健康保険税、給食費の引き上げなどを進め、具体的には他市町村より進んでいるものを低いほうに合わせる。コンビニ交付の各種証明書手数料を窓口と同額にする。ごみ袋も値上げをする。企業誘致は推進するものの、現在頑張っている地元商工業者には目配りが足りない。ふるさと納税に関しても、寄附額のみに関心を示し、地元産業育成の点が軽いと言わざるを得ません。一方、歳出の面では、福祉部門では、他市町村に先駆けた事業は低いほうに合わせ、廃止も検討する。こども医療費も小中学生の通院費については見直しの検討をうたうなど、自治体の存在目的との関係でも疑問の残るものとなっております。今、町民の暮らしや事業を取り巻く状況は、国レベルでの福祉のためのとする消費税の増税、一方で、大企業などへの減税、その一方で防衛予算の増大、生活保護や年金の削減など、福祉の切り下げのもとますます悪化をしています。こうした中、一番身近な行政である南風原町が、町民の暮らし、福祉、教育、営業を守るまちづくりを進めることへの、町の役割と町民の期待は大きなものがあります。この中で、新型コロナウイルスへの対応という新たな取り組みが大きな課題となっています。今回の当初予算に反映できていないことは残念ですが、必要な補正予算を生むことを早急にお願いしたいと思います。2020 年度予算は、今述べましたような町民の期待に応えたものでなくてはなりません。確かに、町の財政が困難であることは事実であり、それへの対応も同時になされ

なくてはなりません。その上で、この予算は次の諸点で、町民に国勢による圧迫にさらに負担を強いるものとなっています。まず福祉の観点です。婦人がん検診の無料の対象者を絞り込み、全体としての受診料は向上どころか低下の懸念がふえるものであります。医療費削減の目的に逆行しかねないと考えております。はり、きゅう、あん摩、マッサージ助成削減、利用拡大にはならず、削減になると思います。施術者は主に町内の障害者であり、その仕事を減らすものになります。利用者にも、施術者にもマイナスになります。高齢者祝金の廃止、南風原町を築いてこられた先輩方への顕彰の念が薄れるものではないでしょうか。先ほどの議案にもありましたマッサージ機、電位治療器の有料化、これについては繰り返しません。病児保育の充実が図られていないことも保護者の需要に応えず、議会の留意事項にも背を向けるものとなっています。重度心身障害者、障害児、こども医療費の入院時給食費助成制度廃止。これは前回の条例で行われました。治療の一環である入院時の食事費を増大させる、とりわけ障害児、障害者の負担は大きいものがあります。教育の面については、小中学校での準要保護児童生徒援助金の削減。子供の貧困が課題とされ、キャンペーンが張られる中で、より弱い立場の子供、保護者の支援を弱めるものになります。学校職員駐車場の確保の要望に応えられていない。土曜日預かり保育の各園実施にも後ろ向きとなっています。さらに学校給食費の値上げ、給食費の無料化が今広がっています。きのうのニュースでは、大阪市がコロナ対策ということですが、全ての小中学校で給食費の無料化を新年度から実施するということです。もともとそれを進める予定でやってきましたが、今回コロナ対策としてそれを早めたというニュースが流れておりました。こういう流れに逆行するものとなります。少なくとも給食内容の充実、行政の努力の中で行われるべきものだと思います。トレーニングルームトレーナーの廃止。これは先ほどの総務民生常任委員長の意見の中でも述べられておりました。前の年には、議会での留意事項として付されています。これに逆行するものとなっています。さらに、まちづくりの面では、ふるさと博覧会の補助金、先ほど委員長からの報告にもありました。もちろん節約は当然であると思いますが、実行委員会の歳入の大きな部分を占めているのは、もちろんこれまでの補助金と、それから町内外の企業の協賛金です。町からの発注などを考慮して、協力せざるを得ない立場の方々への負担がどうなるのか懸念されます。一方で、高齢期総合保健モデル事業など、あるいはこども医療費の継続など、積極的な面があることは高く評価するものでありますけれども、今申し上げましたような点で、いい面は認めつつ、総合的に判断をして、賛成できないという判断をいたしました。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 おはようございます。ただいま議題となっております議案第19号の採決に当たり、討論されておりますけれども、私は、議案第19号 令和2年度南風原町一般会計予算に賛成する立場で申し上げたいと思います。ご存じのように本町は、これまで町

民福祉のために多くのできる限りの事業を起こし、予算も投入してまいりました。これから、これまで頑張ってきたわけでありすけれども、今ここに来て、財政が大変厳しい状況を迎えております。そこで、これまで町民のために一生懸命取り組んできましたけれども、今の財政状況を見ますと、いま一度見直しをしなければならない。これからも変わらず町民福祉に取り組んでいくのはもちろんでありますけれども、その中断ではなくて、いま一度見直しをしながら、さらに町民が求めている社会福祉、あるいは先ほどもありましたように、子供からお年寄りまでの健康維持のために取り組んでいくということでございます。そこで、本町が今抱えている大きな問題としては、国保の関係で多額の負債を抱えております。これまで毎年、一般会計からの繰り入れによって、持ちこたえているという状況にあることはご存じだと思います。しかしここに来て、その負債をできる限り一括で処理し、これからさらに町民への負担を強いるわけでありすけれども、今こそ南風原町町民、執行部も議会も一緒になって、この難局を乗り越える時期だと思っております。今、幸いに本町は、年々人口増加、あるいは建物等がふえてまいりまして、年間1億円余りの町税がふえております。しかしながら、それに伴い多くの社会福祉予算が必要でございます。それによって、各団体への補助金の減額、あるいはカット、中止とありますけれども、これはその難局を乗り越えるための町民への協力をお願いでもあります。あと2年、あるいは3年しますと、その厳しい状況から脱却する、そのシナリオもできております。これまでの中長期の計画から見直しをし、第3次財政健全化計画が令和2年度から令和4年度まで策定されております。この計画のとおり、本当にみんなが一致協力することによって達成し、その後の未来ある南風原町が形成されていくものと、私は自信を持ってこの事業の推進の後押しをしていきたいと思っております。ですから、この計画をもとに、今の厳しい状況を乗り越えて、ますます南風原町が豊かな南風原町、また町民が、本当に住んでよかった南風原町をつくっていくため、今みんなが我慢をし協力することによって、なし得ることだと思っておりますので、私たちもいろいろな要望がありますけれども、要望の10のうち5は我慢するとか、9つは我慢するとか、それもやりながら、一緒に歯を食いしばってともにやっていきたいと。そうしてみれば、この計画をもとに令和2年度の南風原町の一般会計予算は、私たちが後押しをしなければいけない議案だと思います。議員の皆さんのご賛同をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第19号 令和2年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は留意事項を付して可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求

めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 03 分）

再開（午前 11 時 13 分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 14. 議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 知念富信君 日程第 14. 議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算 審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3 月 16 日にまとめと採決を行いました。被保険者数がほぼ同じである類似団体と本町を比較すると、本町の事業費納付金が約 1 億 3,000 万円高く、医療費指数、所得指数の高さが要因となっていると説明がありました。委員からは、本町に医療機関が集中していることが医療費指数の高さに影響しているのか確認があり、県内の市町村で病床数が格段に多いことから、その影響が一番大きいと考えていると答弁がありました。討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 20 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 15. 議案第 21 号 令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 21 号 令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 21 号 令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3 月 16 日にまとめと採決を行いました。審査の中で、予算総額が前年度比較 5.6%増の要因について確認がありました。後期高齢者医療保険料の増と被保険者数の増であり、平成 29 年度末 3,008 人、平成 30 年度末 3,162 人、令和元年度 1 月末 3,230 人であると説明がありました。討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 21 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 21 号 令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 16. 議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 知念富信君 日程第 16. 議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算について報告いたします。審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されました。3 月 17 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め質疑応答を行い、審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。神里地区の農業集落排水事業の処理場について、施設の機能診断の結果、現時点において処理場を継続、維持する方針であるとの説明がありました。下水道事業の公営企業会計への移行に伴い、下水道事業と農業集落排水事業が統合されるため、予算決算においてはわかりやすく説明するようにとの意見も出ました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、まとめと採決を行い審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 22 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 17. 議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 知念富信君 日程第 17. 議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されました。3 月 12 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め質疑応答を行い、審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。令和 2 年度は保留地 1 件の処分予定との説明を受けました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3 月 17 日にまとめと採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 23 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 18. 議案第 32 号 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について

○議長 知念富信君 日程第 18. 議案第 32 号 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 32 号 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について、下記のとおり購入売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入事業。2. 契約の方法 随意契約。3. 契約金額 1,926 万 7,574 円。4. 契約の相手方 住所 那覇市港町 4 丁目 6 番 4 号 商号 沖縄県教科書供給株式会社 氏名 代表取締役仲村 広司。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 説明申し上げます。まず、今回の契約ですけれども、今議会の補正予算で決議していただいた予算でございます。教科書の価格については、文部科学大臣が認可し、官報で告示した価格となっております。今回の告示が令和2年2月28日となったために、この機会となりました。契約相手方については、沖縄県でこの1社しかなく、随契という形となっております。

概要のほうを説明を申し上げます。2ページをごらんください。事業概要。件名、令和2年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入事業。場所、南風原町立小学校。南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校、4小学校でございます。期間につきましては、令和2年3月27日から令和2年4月3日まで。主な購入内容としては、まず教科書、指導書、合計がありますが、南風原小学校で1,167冊、津嘉山小学校で1,075冊、北丘小学校で1,006冊、翔南小学校で706冊。教科書が計1,658冊、指導書が計2,296冊、合計3,954冊となります。金額のほうは、備品購入費として1,031万6,350円、消耗品が895万1,224円、合計1,926万7,574円となります。明細については資料にお目通しをいただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 小学校によって冊数が違いますね。その出し方の違いはどこから来ているのか。教師の数とかクラスの数とか。そして何年使うことを想定しているのか。それが一つ。それから、これでは教科書、指導書ですけれども、副読本というのがあるのですが、それはどうなっているのか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回、学校で違いますのは、学校のクラスを持つ先生の数になります。教科書の改訂については、主に4年に一度改訂されますので、4カ年間これを使用する形を想定しております。それから、この教科書というのは児童生徒に対する本ではなくて、先生方が使う教科書、指導書でございます。今回のものについては、一般的な指導書と教科書ということでございます。済みません、副読本は別です。入っていません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 県内にこの1社しかないということですが、ということは、随契ということになっているのですが、例えば他府県のそういった教科書の改訂も大体同

じような、出版社は違うかもしれませんが、同じような感じだと思いますけれども、そういうところとの値段の照合とか、そういうことはやっていますか。1社しかないからそこでしか買えないということなのか。言い値ということになるのか。どのようになっているのか、その辺をお聞きしたい。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 冒頭でもお話しさせていただいたのですが、価格については文部科学大臣が認可して、官報で公示された価格となっております。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 官報で決まっているということですので、その値段でどこの社から購入しても同じだと。要するに同じということによろしいのですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 はい。同じという認識でございます。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 最初に聞けばよかったのですが、備品購入と消耗品ということで1万円以上か未満かということですが、備品購入が1万円以上となると、これは何年間とか、消耗品のときには例えば1年とか使用する期間があると思うのですが、この備品購入というところは、指導要領が変わらない限りずっと使うとか、消耗品だったら毎年買い換えとか、そういう感じでよろしいのですか。それとも期間とかはあるのですか、ないのですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 これは財務規則等と言う、1万円以上の図書で、1万円未満かどうかということで備品と消耗品という形でやっていますが、どちらも、この教科書の間、4年間を想定して使うという想定でございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 32 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 32 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 32 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 32 号 令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 19. 陳情第 20 号（令和元年） 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

○議長 知念富信君 日程第 19. 陳情第 20 号（令和元年） 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第 20 号（令和元年） 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活

保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情 審査の経過 本件は、令和元年9月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど新垣善之議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第20号（令和元年）について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第20号（令和元年） 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第20. 意見書第1号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第20. 意見書第1号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和2年3月

27 日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 新垣善之、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、岡崎 晋、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城毅。生活保護基準引き下げ中止を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

生活保護基準引き下げ中止を求める意見書 生活保護基準が 2018 年、2019 年と引き下げられました。さらに 2020 年も引き下げられる予定です。生活保護費は、すでに 2013 年からの 3 年間で平均 10%もの戦後最大規模の引き下げが行われています。生活保護の度重なる引き下げで、利用者は、食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できず親類や友人との交流を絶ち孤立しています。ただ生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とは程遠いものです。保護基準引き下げについて、国連人権高等弁務官事務所の人権専門家は、「貧困層の社会保障を脅かす生活保護基準削減」「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない」と、基準引き下げに勧告を発しています。基準の引き下げは生活保護利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税額や就学援助、保育料など国の 47 制度と連動して、影響を及ぼします。基準の引き下げは社会保障の土台を揺るがしかねず、格差と貧困を一層広げるものです。以上のことから次の内容について実現していただくよう要請します。

記 1. 生活保護基準引き下げを直ちに中止することを求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。令和 2 年（2020 年）3 月 27 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第 1 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21. 陳情第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長 知念富信君 日程第21. 陳情第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採決であります。措置に関しましては、後ほど大城 勝議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第1号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第 22. 意見書第 2 号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第 22. 意見書第 2 号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。7 番 大城 勝議員。

○7 番 大城 勝君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第 2 号。令和 2 年 3 月 27 日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 大城 勝、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、石垣大志、金城好春、宮城清政、大城 毅。本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書 心臓移植は指定病院のある本土での入院・療養を必要とし、患者や家族の生活を大きく圧迫し深刻です。沖縄でも生活習慣病の増加の中で心臓血管医療技術の進化と移植法の改正等に伴い、移植手術の成功実績は増加しています。ドナーからレシピエントに引き継がれた命を大切に安心して暮らせる社会をつくるために、今こそ制度的な公的支援制度の創設と保証の実現が必要です。よって、南風原町議会は下記のことを強く要請します。

記 1. 心臓移植を受ける沖縄県民の患者と付添人の本土での宿泊費の予算確保と支援制度の創設を求めます。令和 2 年（2020 年）3 月 27 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 沖縄県知事。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第２号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第２号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第２号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第２号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 23. 請願第 1 号 那覇空港の愛称「飛び安里空港」の要請書について（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 24. 陳情第 3 号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 25. 陳情第 9 号（令和元年） 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 26. 陳情第 14 号（令和元年） 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 27. 陳情第 16 号（令和元年） 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 28. 陳情第 2 号 2019 年 2 月 24 日県民投票の民意を受け辺野古新基地建設断念を求める意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

○議長 知念富信君 日程第 23. 請願第 1 号 那覇空港の愛称「飛び安里空港」の要請書について（閉会中の継続審査の申し出について）から日程第 28. 陳情第 2 号 2019 年 2 月 24 日県民投票の民意を受け辺野古新基地建設断念を求める意見書の採択を求める陳情の 6 件を一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長から、それぞれの委員会の審査について、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 29. 決議第 2 号 議員派遣の件について

○議長 知念富信君 日程第 29. 決議第 2 号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和2年第1回南風原町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会（午前11時50分）